

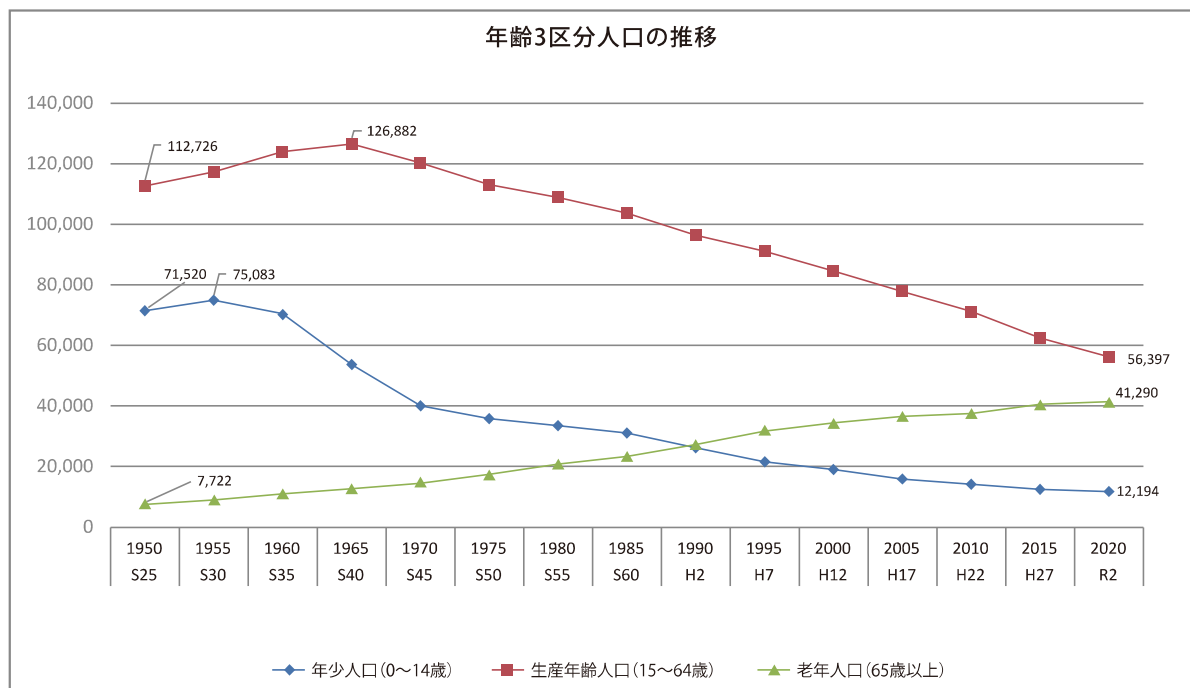
第2章

大牟田市の現状と課題

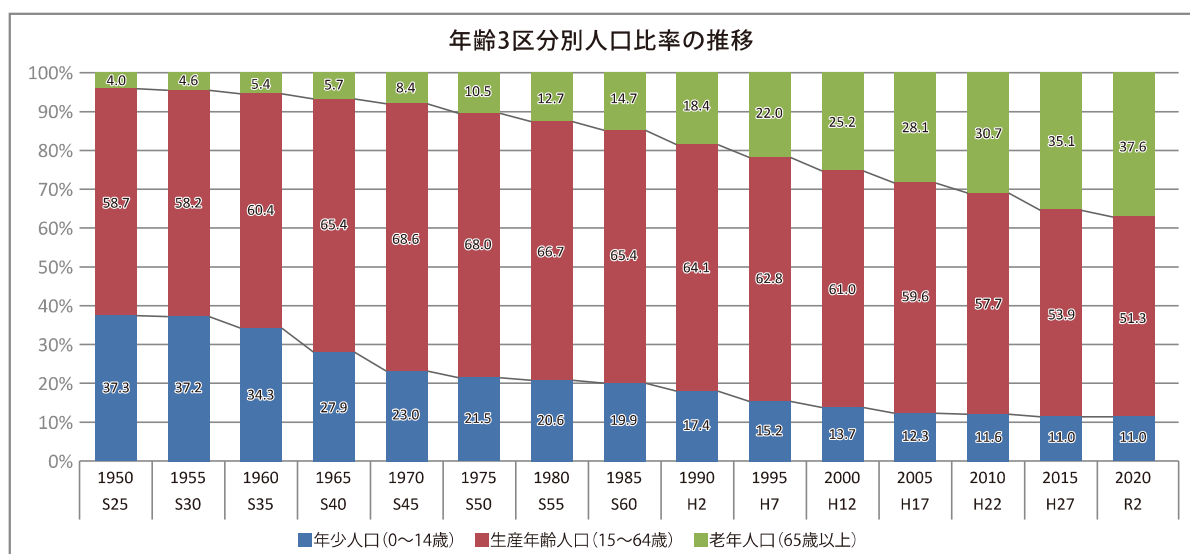
1 大牟田市の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は年々減少しており、生産年齢人口の流出と老年人口の増加に伴い、本市の高齢化率は上昇する一方で、年少人口は減少しています。



【出典】総務省「国勢調査」



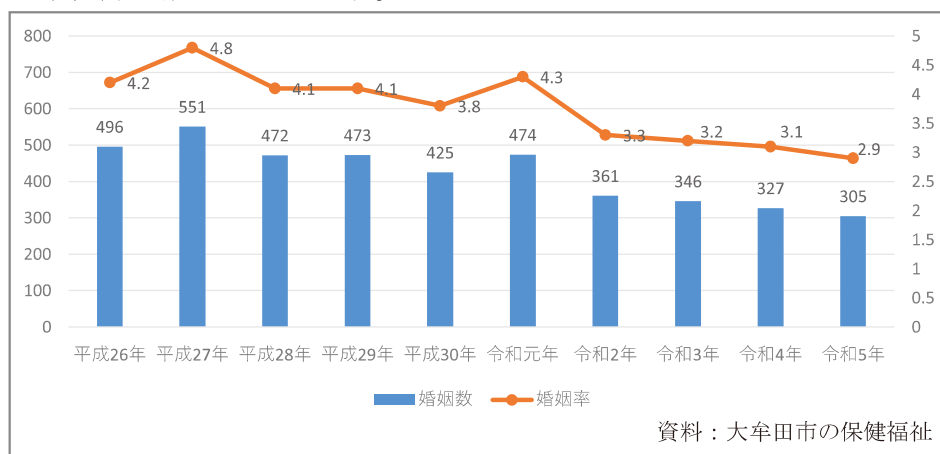
【出典】総務省「国勢調査」

資料：第3期大牟田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 資料編

(2) 婚姻・出生の状況

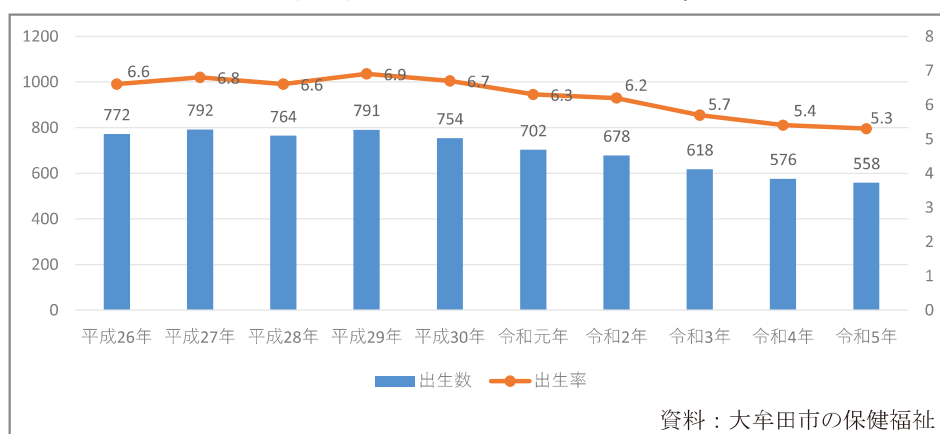
① 婚姻数・婚姻率の推移

本市の婚姻数・婚姻率は、ともに新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降に減少しています。



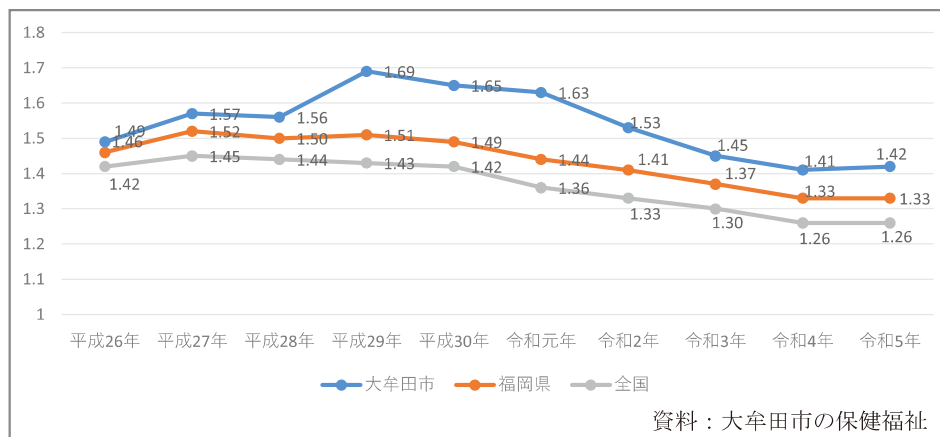
② 出生数・出生率の推移

本市の出生数・出生率は、ともに令和元年度に減少し、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降さらに減少しています。



③ 合計特殊出生率の推移

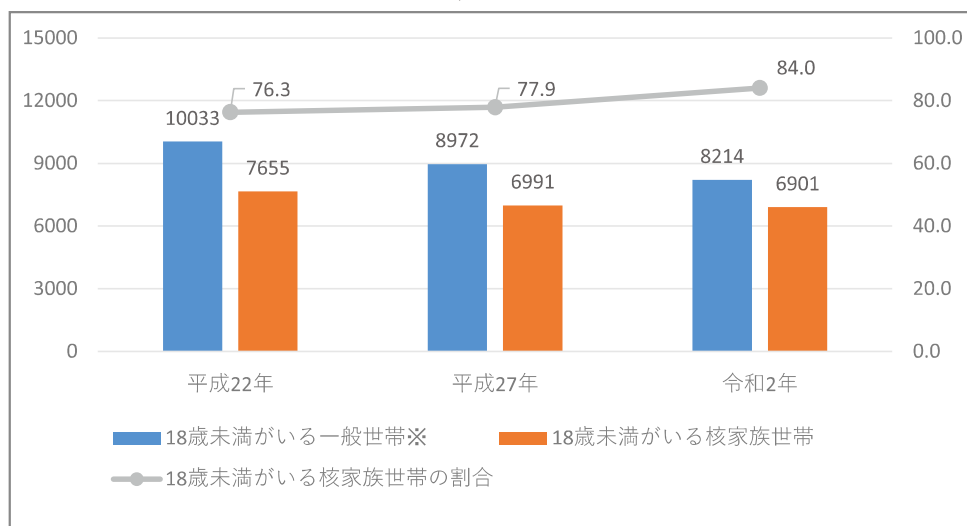
本市の合計特殊出生率は近年右肩下がり推移しており、令和5年で1.42となっているものの、全国・県と比較すると高い値となっています。



(3) 世帯・就業等の状況

① 18歳未満のこどもがいる世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

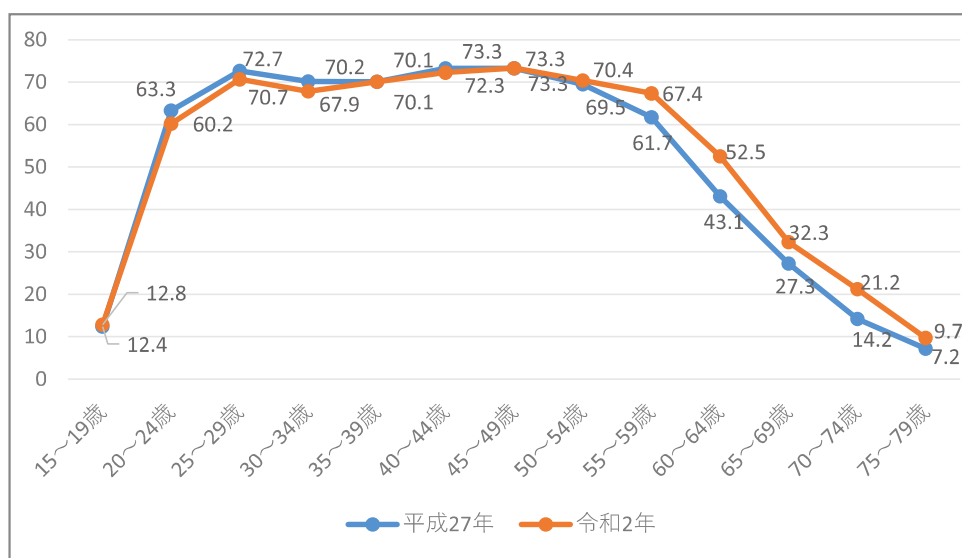
※ア 住居と生計を共にしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。

イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。

ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

② 女性の年齢別就業率の推移

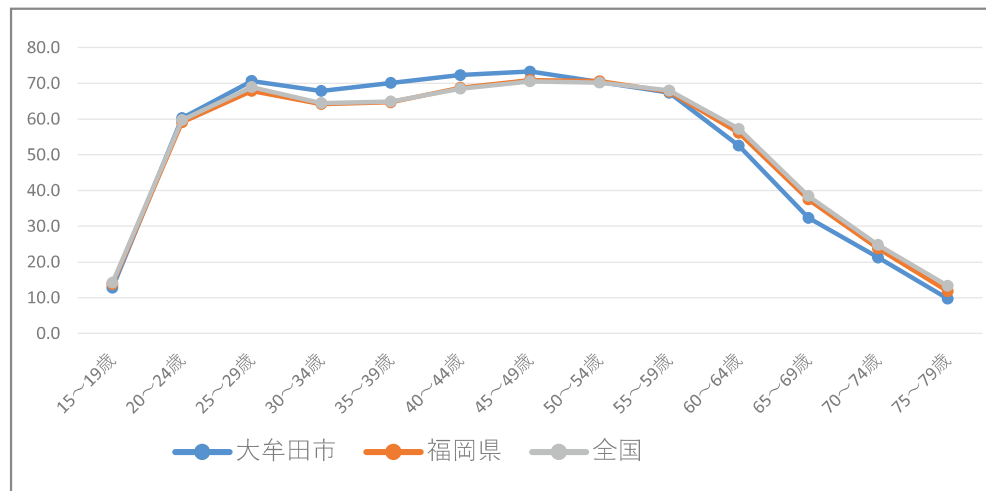
本市の令和2年の女性の年齢別就業率は、平成27年の調査と比較すると、44歳までは低くなっており、45歳以上は高くなっています。また、結婚や出産を機に一旦離職すること等による減少は、平成27年の調査と同様に少なくなっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 女性の年齢別就業率（国・県との比較）

本市の令和 2 年の女性の年齢別就業率を全国や福岡県と比較すると、20～49 歳では本市の方が高くなっています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

④ 育児休業の取得率の推移

全国の企業・事業所における育児休業の取得率は、女性が 80%台、男性は増加傾向となっています。

また、全国の市区町村においては、女性職員はほぼ 100%、男性職員は増加傾向となっており、本市も同様の状況となっています。なお、本市では育児休業とあわせて、男性職員が子育て目的で取得できる特別休暇として「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」があり、育児休業と同様に取得率は増加傾向となっています。

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全国の企業・事業所	男性社員・職員	7.5%	12.7%	14.0%	17.1%	30.1%
	女性社員・職員	83.0%	81.6%	85.1%	80.2%	84.1%
全国の市区町村	男性職員	11.8%	16.6%	24.2%	36.4%	51.6%
	女性職員	99.0%	99.4%	99.4%	99.9%	100.1%
大牟田市	男性職員	0%	0%	0%	10.5%	20.0%
	女性職員	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
大牟田市における男性の子育て目的の特別休暇取得率		76.3%	76.6%	80.7%	100.0%	94.1%

※育児休業取得率：年度中に新たに子が生まれた職員数（取得可能となった職員数）に占める年度中に新たに育児休業を取得した職員数の割合。

子が生まれた翌年度に新たに育児休業を取得することがあるため、取得率が 100%を超える場合がある。

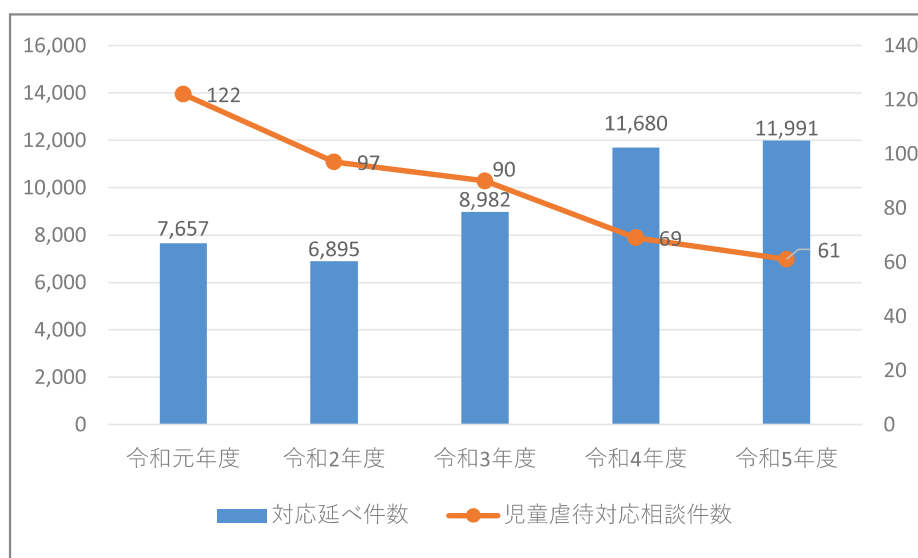
資料：地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果、雇用均等基本調査（厚労省）

(4) 子ども家庭相談等の状況

① 子ども家庭相談の対応延べ件数及び児童虐待相談件数の推移

本市の子ども家庭相談における対応延べ件数は、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した影響を受けて一時減少しましたが、令和 4 年度からは社会福祉士を配置して相談体制の強化を図ったことで、増加傾向にあります。

一方で、児童虐待相談件数については、体制強化を図るとともに母子保健と連携し、課題や不安を抱える世帯と早い段階から関わりを持つ取組を推進したことで、減少傾向にあります。



資料：大牟田市の保健福祉

② 児童発達支援等の利用者数の推移

児童発達支援は就学前、放課後等デイサービスは就学中のこどもに対して発達支援を行うものです。本市のこれらの利用者数は、いずれも増加傾向にあります。

(単位：人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	38	55	64	80	93
放課後等 デイサービス	127	144	186	215	253

資料：大牟田市福祉課

(5) 教育等の状況

① 教育相談の推移

本市では教育相談室に、教育相談員、ひきこもり児童生徒訪問指導員を配置し、スクールソーシャルワーカー（SSW）※を含めた 3 者で連携を図りながら問題の早期解決に取り組んでいます。また、令和 5 年度からは特別支援教育巡回指導員※も配置し、小学校の特別支援教育に関して様々な助言等を行っており、相談件数は増加傾向にあります。

(単位：件)

相談の内容	相談件数（延べ）				
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
学業等	2	2	6	0	23
不登校	1,783	1,430	1,762	1,785	1,941
いじめ	0	0	1	3	1
その他の学校生活	0	1	0	2	66
性格・行動	32	29	22	58	117
その他	10	1	7	17	8
合 計	1,827	1,463	1,798	1,865	2,156
SSW による 相談対応件数	481	340	308	399	547

資料：大牟田の教育

※ スクールソーシャルワーカー（SSW）とは、社会福祉の専門的知識・技術を活用して、問題を抱える児童生徒とその保護者への支援を行う者。

※ 特別支援教育巡回指導員とは、学校を巡回して、特別支援教育の視点から支援が必要な子どもへの支援や、指導の仕方などの教員に対する助言等を行う者。

② 支援が必要な小・中学校の児童生徒の推移

発達障害等により学校生活における介助や学習活動上のサポートなどの支援が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援教育支援員※を増員し対応しています。

(単位：人)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
全児童生徒数		7,715	7,749	7,704	7,530	7,447
要支援と判断	児童生徒数	128	154	181	219	258
	出現率※	1.66%	1.99%	2.35%	2.91%	3.46%
特別支援教育支援員数		52	55	65	72	90

資料：大牟田の教育

※ 特別支援教育支援員とは、食事・排泄・教室移動の補助といった学校における日常生活上での介助や学習支援、安全確保などの学習活動上の支援を行う者。支援が必要なこどもに対して個別に配置。

※ 出現率は、全児童生徒数(A)に対する該当児童生徒数(B)の割合 (B/A×100)。

③ 社会教育に対するニーズ

本市が少子・高齢化社会において、学校教育以外の社会教育分野で特に力を入れるべき取組は、「家庭教育の支援」が最も高く、次に「若者支援」、「少年教育」となっています。

問17 少子・高齢化が進む中で行政が特に力を入れて進めるべきこと

	今回 (R4年)		前回 (H30年)	
	度数 (人)	%	度数 (人)	%
家庭教育の支援 (子育て講座の充実、子育てに関する情報提供など)	179	47.9	220	52.8
少年教育 (子どもの体験活動、読書活動の充実など)	114	30.5	154	36.9
若者支援 (若者の社会参加の促進など)※1)	152	40.6	104	24.9
成人教育 (各種講座・教室の充実、まなび直し、スキルアップ、学習情報の提供など)	105	28.1	110	26.4
スポーツ (スポーツ事業の充実、スポーツ大会の奨励など)	75	20.1	100	24.0
文化芸術 (文化芸術事業の充実など)	33	8.8	66	15.8
人権・男女共同参画 (人権教育・啓発活動、男女共同参画の機会の充実など)※2)	32	8.6	38	9.1
共生社会の実現 (障がい者・外国人のまなぶ機会の提供など)※3)	42	11.2	58	13.9
ICTの活用 (行政DXなど)※4)	36	9.6	-	-
その他	12	3.2	12	2.9
無回答	44	11.8	51	12.2
回答者数	374		417	

※「★1」: 前回調査の選択肢は「少年教育 (子どもの体験活動、読書活動など)」

※「★2」: 前回調査の選択肢は「人権 (人権教育・啓発活動など)」

※「★3」: 前回調査の選択肢は「多文化共生 (国際交流など)」

※「★4」: 前回調査ではなし

資料：大牟田市社会教育・生涯学習基礎調査研究～令和５年度調査研究報告書～

2 児童人口の推計

令和2年～6年の1歳ごとの人口（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）に基づき、令和7～11年の児童人口を推計しました。推計結果によると、概ね就学前児童に相当する0～5歳児は令和7年の3,539人から令和11年には3,055人となり、484人減少、概ね小学生児童に相当する6～11歳児は令和7年の4,701人から令和11年には3,946人となり、755人減少すると予測されます。

<推計方法の詳細>

- ① 令和2年から6年の5年間における4月1日時点の大牟田市住民基本台帳年齢別人口をもとに、年齢別変化率平均を算出し、コーホート変化率法*で推計。
- ② 0歳人口を算出するための出生率は、出生率の低下が続いていることを考慮し、数年の平均ではなく取得可能な直近の令和4年の実績を使用。

※ 同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

◆ 就学前児童・小学生児童の人口の実績及び推計 ◆

(単位：人)

	実 績					推 計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	698	628	604	553	532	518	503	490	480	471
1歳	737	710	638	605	553	543	527	513	501	490
2歳	810	755	706	632	614	557	546	533	520	507
3歳	781	810	762	698	622	613	556	542	532	519
4歳	786	778	798	747	696	614	603	555	539	529
5歳	812	789	779	799	736	694	614	604	554	539
0～5歳 (就学前児童)	4,624	4,470	4,287	4,034	3,753	3,539	3,349	3,237	3,126	3,055
6歳	834	813	780	777	780	729	683	610	600	550
7歳	877	833	808	786	772	782	728	687	611	600
8歳	852	871	833	811	776	766	777	726	683	612
9歳	958	853	860	843	809	775	761	775	726	686
10歳	914	961	852	865	837	810	774	762	774	727
11歳	894	907	963	856	863	839	808	770	762	771
6～11歳 (小学生児童)	5,329	5,238	5,096	4,938	4,837	4,701	4,531	4,330	4,156	3,946

3 第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画の振り返り

(1) 自己評価

第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画の計画期間においては、世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を与え、本計画に記載している多くの取組にも影響が出ました。

参加者数を調整したり、非接触・非対面の手法を取り入れたりするなど、感染防止対策を工夫しながら各施策に基づく取組を実施したものの、事業によっては十分に取組むことができない状況もありました。そのような中であっても、全体としては概ね計画に基づく取組の推進ができていたものと考えます。

教育・保育	・待機児童は発生しておらず、全ての利用希望者が利用できている。 ・1号認定(幼稚園に通う満3歳以上児)の減少傾向が続いており、共働きで働く家庭が引き続き増加している状況が伺える。 ・十分な保育の質・量を提供するためには、保育士の人材確保が重要であるため、保育士等人材バンク事業に取り組み、18人がマッチング。
地域子ども・子育て支援事業	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、子育て短期支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、つどいの広場など、事業を休止・中止したのもあったが、感染防止対策を行い、安心安全なサービス提供に努めた。 ・子育て短期支援事業では、令和5年12月から新たな委託先を増やしたことで受け入れ状況は改善。 ・放課後児童健全育成事業では、待機児童解消に向けて、施設整備を進めるとともに、定員に余裕がある校区の学童保育所に送迎する校区外送迎事業や、2年間のモデル事業として認定こども園等による夏休みの児童預かり事業を実施。さらに、令和5年度から学童保育の預かり時間を午後6時までから午後7時までに延長し、午後6時半を超えて開所する施設を対象とした処遇改善事業に取り組んだ。 ・病児・病後児保育事業では、市が委託する病児・病後児保育施設のほかに、市内の企業主導型病児・病後児保育事業の利用も可能となり、受入れ枠が拡大。福岡県の病児保育利用料無償化事業に伴い、令和5年4月から県内居住者の利用料が無償化されたことにより、利用者数は大きく増加。
その他	・令和5年1月からは、国の出産・子育て応援交付金事業に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に行う事業に取り組んでいる。そうした中、医療機関において産婦の心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業の利用者数は年々増加傾向。 ・このほか、妊婦歯科健診や新生児聴覚検査費助成事業、産婦健診などの新たな母子保健事業も開始。 ・令和4年度から、子ども家庭総合支援拠点事業を開始し、体制の強化を図るとともに関係機関と連携し相談支援の充実にも取り組んだ。 ・令和5年度から、ひとり親家庭の自立支援として、養育費に関する公正証書等の作成費用の一部を支援する事業を実施。 ・令和6年4月にこども家庭センターを設置し、包括的な相談体制を強化。 ・令和7年1月から、子ども医療費の助成額を拡充。 ・児童手当について、令和6年10月分から所得制限の撤廃や支給対象年齢の延長、第3子以降の手当額の増額、支給月の変更等の拡充が行われたことにより、対象者へ周知を図るとともに対応を行った。

(2) 子ども・子育て会議からの主な意見

第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画を推進するにあたっては、毎年度の実施状況を点検・評価し、子ども・子育て会議から意見をいただいています。

保育人材の確保	・保育士等人材バンク事業について、もっとPRを行いマッチングができるようにしてもらいたい。学童保育所の整備を行っても、学童保育所に勤める職員がいなければ意味がないので、職員確保の支援をしてもらいたい。 ・保育士体験イベントに加えて現場実習も行うことができれば、求職者・事業者双方にメリットがあつていいのではないかな。 ・保育士等人材バンク事業以外にも、新卒の学生や潜在保育士を対象として保育所・認定こども園・幼稚園の就職説明会を行うなど、人材確保に向けた取組を考えてもらいたい。 ・各施設で十分な保育が行えるよう、保育人材の確保については更なる努力をしてもらいたい。
教育・保育施設の利用定員	・新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した影響で少子化が加速しており、地域によっては教育・保育施設の入所者が減っているところもある。大牟田には保育所・認定こども園・幼稚園がそれぞれあり、施設を選べる環境にあるが、そういう環境を維持していくためには、利用定員の見直しも必要ではないかな。
学童保育の充実	・高学年になると定員の関係で利用できなくなったり、学童施設がない校区もあつたりする。今後、学童保育の更なる充実を図ってもらいたい。 ・待機児童が発生している中でも、学童保育所のない校区においては、送迎事業はあるものの違う校区に行かなければならない煩雑さを理由に利用の辞退や、高学年の児童が利用したくても利用できないケースがある。 ・現在取り組んでいる待機児童対策において、潜在的なニーズにも対応してもらいたい。
こどもの居場所づくり	・こどもたちの放課後をより豊かにするためには、国の新・放課後子ども総合プランで放課後こども教室が推進されているように、こどもの居場所づくりも必要ではないかな。 ・児童館や児童センターのような場所がなぜ大牟田にはないのか。身近に、こどもたちの足で行くことができ、こどもたちが十分に交流できる場所を確保してもらいたい。そういうところがあつて、地域住民がしっかり見守ってくれるような状態ができれば、安心してこどもを産み育てられるまちになるのではないかな。
こども・子育ての情報発信	・大牟田市公式LINEの登録促進を繰り返し行ってもらい、情報発信に努めてもらいたい。保護者に市が実施している事業が伝わっていない。保護者に市の事業がうまく伝わるような工夫をしてもらいたい。 ・LINEだけでなく、InstagramやXなど、市のアカウントを登録やフォローしなくても、関心が高い情報として表示されるような別のツールの活用を検討してほしい。

4 基礎調査結果からみえる現状

就学前児童の保護者、小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者、若者を対象としたWEBアンケート調査を実施し、その対象者及び家族の生活実態や結婚や子をもつ希望、子育てに係るニーズの把握を行いました。

< 調査方法 >

調査対象	調査方法	対象者数	調査項目
就学前児童 保護者	案内文を郵送し、 web フォームで 回答	令和6年4月1日時点 で5歳以下の子がいる 世帯全て 2,833人	保護者の就労状況、 子育て支援事業等の利用状況、 子育て情報の入手先、 有効な子育て支援策、 次の子をもつ希望、 一時預かり事業の利用状況 など
小学5年生、 中学2年生	学校を通じて 案内文を配布し、 web フォームで 回答	小学5年生 約850人 中学2年生 約900人	食事・睡眠の状況、生活満足度、 インターネットの利用状況、 悩みや相談先、自分の居場所、 ヤングケアラー、 こどもの権利に関すること など
小学5年生、 中学2年生 の保護者	学校を通じて 案内文を配布し、 web フォームで 回答	小学5年生の保護者 約850人 中学2年生の保護者 約900人	就労状況、こどもとの関わり方、 教育、こどもの体験活動、 子育て情報の入手先、 有効な子育て支援策 など
若者	①案内文を郵送 ②学校を通じて web フォームで 回答	①市内在住 15～39歳 の市民 無作為抽出2,000人 ②市内の高校に通う 高校生 約3,900人	職業、自分の居場所、 学校（仕事）以外の活動、 職業についての考え方、 結婚や子をもつ希望、 ヤングケアラー など

< 調査期間 >

令和6年7月1日から令和6年7月22日

< 回答状況 >

調査対象	配布数	回答数	回答率
就学前児童保護者	2,833人	1,127件	39.8%
小学5年生、中学2年生	約1,750人	881件	約50.3%
小学5年生、中学2年生の保護者	約1,750人	319件	約18.2%
若者	約5,900人	1,749件	約29.6%

(1) 子育て家庭やこどもの生活状況

主に子育てを行っているのは「父母ともに」が、就学前児童がいる世帯で 60.9%と前回（平成 30 年度）の調査結果（53.7%）より高くなっており、小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯でも 62.1%となっています。

また、回答者は、就学前児童がいる世帯と小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯ともに母が約 9 割であり、回答者の就業状況で『就労していない』*割合が、就学前児童がいる世帯で 14.1%と前回（平成 30 年度）の調査結果（25.6%）より低くなっており、小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯では 11.2%となっています。

一方、今回初めての調査となった世帯の年間収入（給与の総支給額）は、各世帯とも 300 万円未満の世帯が全体の 1 割を超えています。

加えて、直近 1 年でおこった経済的理由による出来事について、「貯金がなくなった」と答えた世帯が、就学前児童がいる世帯で 24.2%、小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯で 15.4%となっています。

① 子育て家庭

	就学前児童がいる世帯	小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯
こどもの数 (高校生まで)	「1 人」：21.9%、「2 人」：28.0% 「3 人以上」：23.3%	「1 人」：10.7%、「2 人」：24.1% 「3 人以上」：21.3%
有配偶率	91.5%	86.8%
アンケートの 回答者	「母」：87.0% 「父」：12.8%	「母」：89.0% 「父」：10.7%
子育てを主に 行っている者	「父母ともに」：60.9% 「主に母親」：37.8%	「父母ともに」：62.1% 「主に母親」：34.8%
回答者の 就労状況	「専業主婦／主夫」：13.5% 「無職」：0.6%	「専業主婦／主夫」：10.3% 「無職」：0.9%
世帯全体の 年間収入	「200～300 万円未満」：7.0% 「200 万円未満」：5.4%	「200～300 万円未満」：5.3% 「200 万円未満」：8.2%
経済的理由に よる出来事	「貯金がなくなった」：24.2% 「医療機関の受診を控えた」：16.5% 「あてはまるものはない」：52.5%	「貯金がなくなった」：15.4% 「医療機関の受診を控えた」：8.2% 「あてはまるものはない」：67.1%

※ 『就労していない』…「専業主婦／主夫」「無職」の合計

② こども（小学 5 年生又は中学 2 年生）

食事の状況	＜週に 3 日以上食事をしていない割合＞ 「夕食」：1.3%、「学校が休みの時の昼食」：6.6% ⇒食べない理由…「用意されていないから」：9.5%
インターネット が使える機械の 所有状況	「自分専用で持っている」：77.7% 「家族で同じものを使っている」：13.8% 「持っていない」：7.5%

(2) 子育てに係る支援の利用状況など

未就園児の預かりサービス「一時預かり事業」「ファミリー・サポート・センター」と「つどいの広場」の利用実績については、過去の調査結果（一時預かり事業 2.4%、ファミリー・サポート・センター1.0%、つどいの広場 9.1%）より、いずれも高くなっています。

また、子育てに有効な支援・対策については、就学前児童がいる世帯で「経済的負担の軽減」が 83.5%と前回（平成 30 年度）の調査結果（58.4%）より大幅に増えており、小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯でも 72.1%となっています。なお、就学前児童がいる世帯における上位 3 つの項目は前回と同様の結果となっています。

	就学前児童がいる世帯	小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯
未就園児の 預かりサービス	保育所や幼稚園等に通園している 割合：81.7% ＜未就園児がいる世帯のうち、預かり サービスを利用したことがある割合＞ 「一時預かり事業」：4.4% 「ファミリー・サポート・センター」：6.7%	
つどいの広場	＜利用したことがある割合＞ 42.1%	
子育てに関する 相談先	「祖父母等の親族」：77.4% 「友人や知人、近所の人」：56.9% 「保育士・幼稚園教諭」：37.8%	「祖父母等の親族」：64.6% 「友人や知人、近所の人」：55.2% 「学校の先生」：13.2%
子育て情報の 入手方法	「友人や知人、近所の人」：64.2% 「インターネット（SNS 含む）」：62.2% 「保育所・認定こども園・幼稚園・学校」：58.4%	「友人や知人、近所の人」：67.4% 「インターネット（SNS 含む）」：47.0% 「親族」：35.4%
子育てに有効な 支援・対策	「経済的負担の軽減」：83.5% 「仕事と子育てが両立しやすい 職場環境づくりの促進」：28.7% 「安心して遊べる場の整備」：27.3% 「保育・幼児教育サービスの充実」：25.2%	「経済的負担の軽減」：72.1% 「小中学期における 教育環境の充実」：37.6% 「安心して遊べる場の整備」：24.1% 「仕事と子育てが両立しやすい 職場環境づくりの促進」：18.8%

(3) こども・若者の困りごとなど

① こども・若者の相談先や居場所など

悩みや困りごとの相談方法は、小学5年生又は中学2年生では対面、若者ではSNSやメールなどの非対面が支持されています。

また、保護者がこどもに参加させたい活動は、いずれにおいても「スポーツ活動」が1位、「ものづくりなど体験学習活動」、「仕事・職業体験」が上位3つに入っています。

	小学5年生又は中学2年生	若者（15～39歳）
悩みや困りごとの相談相手	「親（保護者）」：69.8% 「学校の友だち」：57.7% 「学校の先生（保健室の先生以外）」：27.5%	＜家族や知り合い以外に相談する場合、どのような人や場所・方法が良いか＞ 「同じ悩みを持っている人」：44.1% 「同世代の人」：40.5% 「同性の人」：19.0% 「匿名で相談できる」：18.3% 「SNSやメールなどで相談できる」：14.9%
悩みや困りごとの相談方法	「直接会って」：67.1% 「電話」：19.4% 「SNS（LINE、X など）」：16.9%	
居場所	「自分の家（部屋以外）」：65.1% 「自分の部屋」：52.7% 「学校」：20.2%	「自分の部屋」：72.0% 「自分の家（部屋以外）」：56.0% 「インターネット空間」：12.8%
	就学前児童がいる世帯	小学5年生又は中学2年生がいる世帯
こどもに参加させたい活動	「スポーツ活動」：68.0% 「ものづくりなど体験学習活動」：40.0% 「仕事・職業体験」：35.8%	「スポーツ活動」：56.7% 「仕事・職業体験」：47.0% 「ものづくりなど体験学習活動」：39.2%

② ヤングケアラーについて

ヤングケアラーの認知度は、小学5年生又は中学2年生より若者の方が高くなっており、小学5年生又は中学2年生の70.1%がヤングケアラーという言葉に「聞いたことはない」としています。

	小学5年生又は中学2年生	若者（15～39歳）
お世話の有無	＜お世話をしている家族がいるか＞ 週に3日以上、1日に3時間以上、自分が中心となってお世話をしている家族（犬や猫は除く）がいる割合：1.3%	＜ケアラー若しくはケアラーだったか＞ 「現在、ヤングケアラーもしくは若者ケアラーである」：4.2% 「かつてはそうであったが、今はそうではない」：3.6%
ヤングケアラーの認知度	「内容も知っている」：11.8% 「聞いたことはあるが、よく知らない」：15.5% 「聞いたことはない」：70.1%	「内容も知っている」：34.0% 「聞いたことはあるが、よく知らない」：20.2% 「聞いたことはない」：45.3%

(4) 結婚や子をもつ希望

出会いのきっかけは、「職場、学校」「友人・知人からの紹介」に次いで、「マッチングアプリやインターネット空間」が高くなっています。

また、今後、子をもつことにあたっての悩みや不安については、就学前児童がいる世帯では『経済的負担』※が高く、若者では「結婚相手に出会えるか不安」が 42.5%と最も高く、次いで『経済的負担』※となっています。

	就学前児童がいる世帯	若者（15～39 歳）
結婚の希望		「結婚したいと思う」：57.9% 「結婚したいと思わない」：12.9% 「わからない」：28.0%
出会いのきっかけ	「職場、学校」：36.5% 「友人・知人からの紹介」：32.6% 「マッチングアプリやインターネット空間」：7.5%	結婚歴あり：5.2% ＜出会いのきっかけ＞ 「職場、学校」：37.4% 「友人・知人からの紹介」：23.1% 「マッチングアプリやインターネット空間」：17.6%
結婚の決め手や重視したいこと	「相手の自分への愛情」：43.6% 「価値観が似ていること」：39.3% 「自分の相手への愛情」：29.2% ※「お互いの相性」は選択肢になし。	「お互いの相性」：63.3% 「相手の自分への愛情」：59.0% 「価値観が似ていること」：36.3% 「自分の相手への愛情」：27.3%
子をもつ希望	＜次の子が欲しいと思うか＞ 「思う」：35.8% 「思わない」：42.1% 「わからない」：20.9%	＜将来的に子が欲しいと思うか＞ 「思う」：53.7% 「思わない」：14.9% 「わからない」：30.5%
子をもつにあたっての悩みや不安	＜次の子をもうけるにあたっての悩みや不安＞ 「育児・教育に係る経済的負担」：55.4% 「妊娠・出産に係る経済的負担」：44.6% 「上の子がいながら育てるのが不安」：39.9%	「結婚相手に出会えるか不安」：42.5% 「育児・教育に係る経済的負担」：29.9% 「妊娠・出産に係る経済的負担」：24.5%

※ 『経済的負担』…「育児・教育に係る経済的負担」「妊娠・出産に係る経済的負担」の合計

(5) 本市の印象や定住意向

「子育てしやすいと思うか」については、就学前児童がいる世帯で **40.4%** と前回(平成30年度)の調査結果 (**56.8%**) より低くなっており、小学5年生又は中学2年生がいる世帯でも **51.1%** となっています。一方、若者では **63.7%** となっています。

なお、「子育てしやすいと思わない理由」については、いずれにおいても「こどもの遊び場・居場所が少ない」が上位3つに入っています。また、就学前児童がいる世帯と小学5年生又は中学2年生がいる世帯では「自治体の子育て支援策が少ない」が高くなっており、若者では「治安が悪い」が高くなっています。

① 子育て家庭

	就学前児童がいる世帯	小学5年生又は中学2年生がいる世帯
市応援条例の認知度	22.4%	24.8%
こどもの権利の認知度	60.1%	64.6%
本市の評価 「子育てしやすさ」	『そう思う』※：40.4% 『そう思わない』※：59.0% <子育てしやすいと思う理由> 「保育所等が充実している」：60.0% 「医療機関が充実している」：30.1% 「商業施設が充実している」：14.5% <子育てしやすいと思わない理由> 「自治体の子育て支援策が少ない」：49.5% 「こどもの遊び場・居場所が少ない」：48.1% 「商業施設が充実していない」：19.8%	『そう思う』※：51.1% 『そう思わない』※：48.6% <子育てしやすいと思う理由> 「保育所等が充実している」：35.6% 「医療機関が充実している」：28.8% 「こどもの習い事や活動場所がある」：17.2% <子育てしやすいと思わない理由> 「こどもの遊び場・居場所が少ない」：36.1% 「自治体の子育て支援策が少ない」：34.2% 「道路や公共施設内等が歩きにくい」：23.9%
定住意向	『そう思う』※：61.2% 『そう思わない』※：25.6% 「わからない」：12.5%	『そう思う』※：63.3% 『そう思わない』※：19.8% 「わからない」：16.3%

※ 『そう思う』…「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計、
『そう思わない』…「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計

② こども（小学５年生又は中学２年生）、若者（１５～３９歳）

	小学５年生又は中学２年生	若者（１５～３９歳）
市応援条例の認知度	13.3%	10.1%
こどもの権利の認知度	60.4%	66.4%
大人への意見の伝え方	<大人に対して意見や伝えたいことがある時、どんな方法が伝えやすいか> 「直接伝える、話す」：38.2% 「アンケート」：22.8% 「SNS やメール」：18.7% 「わからない」：29.1%	<こどもや若者の声を聴くにあたって、どんな方法なら参加したいと思うか> 「直接伝える、話す」：11.4% 「アンケート」：41.1% 「SNS やメール」：36.6% 「わからない」：22.8%
本市の評価「子育てしやすさ」		『そう思う』※：63.7% 『そう思わない』※：35.2% <子育てしやすいと思う理由> 「保育所等が充実している」：36.9% 「こどもの習い事や活動場所がある」：19.0% 「医療機関が充実している」：16.8% <子育てしやすいと思わない理由> 「治安が悪い」：45.1% 「こどもの遊び場・居場所が少ない」：25.5% 「商業施設が充実していない」：18.8%
定住意向	『そう思う』※：62.3% 『そう思わない』※：19.2% 「わからない」：17.6%	『そう思う』※：33.7% 『そう思わない』※：37.1% 「わからない」：28.0%

※ 『そう思う』…「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計、
『そう思わない』…「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計

5 今後の本市におけるこども施策の課題

本市ではこれまで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や無償化、地域のこども・子育て支援の充実、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進、児童虐待防止対策の強化など、国における総合的なこども・子育て支援の取組の推進と合わせて、様々な支援策に取り組んできました。

今般、こども基本法に基づく「こども大綱」、そして、具体的な取組の一元的なアクションプランが決定されました。そこで、これらの国の動向において示されたこども施策に関する重要事項を踏まえ、本市の状況や基礎調査結果からみえる現状をもとに、以下の5つの視点で主な課題を整理しました。

(1) 子育て支援の充実

核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦やその家族を支える力が弱くなっています。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備が喫緊の課題であり、妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援や、サービスの情報や助言が子育て家庭に伝わり理解されるように支援の充実を図ることが重要となっています。

そうしたことから、国においては、親の育児負担の軽減や孤独感の解消に繋げること等を目的とする「こども誰でも通園制度」の本格実施や「こども家庭センター」の設置などを推進しています。本市においても、18歳未満のこどもがいる世帯の核家族化が進行しているとともに、子育てに関する相談対応も増加していることから、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもの包括的な相談支援体制の充実などに、引き続き対応していく必要があります。

また、本市の女性就業率は国・県よりも高く、保護者の就労率も増加傾向にあるなど、共働き家庭が増加していることから、働きながら子育てしやすい環境づくりや子育てへの身体的・精神的負担軽減に向けたレスパイト支援が必要となっています。

あわせて、子育てを主に行う者として「父母ともに」の回答率や男性の育児休業等の取得率が増加傾向にあるものの、調査回答者の約9割は「母」であり、育児休業取得率も女性とは大きく差があることから、依然として子育てに係る負担が女性に偏っている状況が伺えます。そのため、安心して仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりの促進や、学童保育における待機児童解消に向けた取組が重要な課題となっています。

さらに、子育て家庭の定住意向の向上や「子育てしやすいまち」と思われるためには、経済的負担の軽減やこどもの遊び場・居場所の確保に向けた取組などの子育て支援策の充実が求められている一方、市の取組が伝わっていないという意見があることから、子育て支援策の充実と合わせて、こども・子育てに係る情報発信を強化していく取組が必要となっています。

国の動向など	＜こども大綱におけるこども施策に関する重要事項＞ ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・地域子育て支援、家庭教育支援 ・共働き・共育での推進 など ＜その他＞ ・令和４年６月の児童福祉法改正により、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化 ・「こども誰でも通園制度」を令和７年度に制度化し、令和８年度から本格実施することとしている
本市の状況	・18歳未満のこどもがいる世帯における核家族の割合が増加 ・令和６年４月にこども家庭センターを設置し、包括的な相談体制を強化 ・子ども家庭相談の対応延べ件数が増加 ・女性の就業率は国や県よりも高い ・育児休業の取得率は、女性職員がほぼ 100%なのに対し、男性職員は増加傾向にあるものの女性との差が大きい ・教育・保育施設は待機児童ゼロを継続、学童保育は待機児童が発生
基礎調査	＜子育てへの関与＞ ・回答者が「母」の割合は、就学前児童の保護者で 87.0%、小中学生の保護者で 89.0% ・主に子育てを行っている者は「父母ともに」が増加傾向 ＜子育てに有効な支援・対策＞ ・「経済的負担の軽減」が就学前児童の保護者で 83.5%（１位）、小中学生の保護者で 72.1%（１位） ・「遊べる場の整備」「育児休業の取得など、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりの促進」が就学前児童・小中学生の保護者両方で上位４つに入る ＜本市が子育てしやすいと思わない理由＞ ・「自治体の子育て支援策が少ない」が就学前児童の保護者で 49.5%（１位）、小中学生の保護者で 34.2%（２位） ・「こどもの遊び場・居場所が少ない」が就学前児童の保護者で 48.1%（２位）、小中学生の保護者で 36.1%（１位） ＜本市に住み続けたいと思わない理由＞ ・「自治体の子育て支援策が少ない」が就学前児童の保護者で 48.6%（１位）、小中学生の保護者で 27.0%（２位）

(2) 良好な成育環境の確保

国では、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図るために、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行っていくこととされています。

本市では、児童虐待対応相談件数は減少しているものの、子ども家庭相談対応の延べ件数は令和2年度以降、増加傾向にあります。あわせて、就学前児童や小中学生のいる世帯の1割以上が「ひとり親世帯」や「世帯年収が300万円未満」と回答しているとともに、夕食や学校が休みの時の昼食を週に3日以上食べていないこどももいるなど、こどもの置かれている状況は深刻なものとなっています。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用者が増えるなど、支援が必要な児童生徒は増加傾向にあります。発達障害のあるこどもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、特に乳幼児期に適切な支援を受けることで、情緒不安や不適応行動等の二次障害への防止にも繋がることから、障害児への対応とあわせて、発達が気になるこどもに対する早い段階での相談や支援を進める必要があります。

さらに、国がヤングケアラーを各種支援に努めるべき対象と定め、本市においても支援体制の構築が求められています。しかしながら、本市におけるヤングケアラーの認知度は、小中学生で約4人に1人、若者で約半数となっており、まだ、十分認知されていない状況となっています。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・こどもの貧困対策、障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 など <その他> ・ひとり親家庭の相対的貧困率 50.8%、母子世帯の 80%以上が就業しているが、非正規の平均年間就労収入は約133万円（内閣府男女共同参画局） ・貧困線※は単身者約124万円、2人世帯約175万円、3人世帯約215万円、4人世帯約248万円（厚生労働省2018年公表） ・児童発達支援センターの機能強化等により、地域における障害児の支援体制強化とインクルージョンを推進 ・子ども・若者育成推進法の改正により、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記
本市の状況	・子ども家庭相談の対応延べ件数や児童発達支援等が増加傾向 ・発達障害等により、支援が必要な児童生徒が増加傾向
基礎調査	・有配偶率は、就学前児童の保護者で 91.5%、小中学生の保護者で 86.8% ・世帯全体の年間収入における「300万円未満の割合」が就学前児童の保護者で 12.4%、小中学生の保護者で 13.5% ・小学5年生と中学2年生において、週に3日以上食事をしていない割合が「夕食」で 1.3%、「学校が休みの時の昼食」で 6.6% <ヤングケアラー> ・小中学生で週3日以上、1日に3時間以上、家族（犬や猫等は除く）のお世話をしていると回答した割合は 1.3% ・ヤングケアラーの認知度は、「内容も知っている」が小中学生で 11.8%、若者で 34.0%、「聞いたことはある」が小中学生で 15.5%、若者で 20.2% ・若者におけるヤングケアラーの経験は、「現在もケアラーである」が 4.2%、「かつてそうであったが、今はそうでない」が 3.6%

※世帯員数の差を調整した手取り収入の中央値の半額。年収300万円で手取り収入は約237万円

(3) 教育・保育の充実

① 幼児教育・保育

共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、本市の保育所、認定こども園、幼稚園においては待機児童ゼロを維持しており、安心して幼児教育・保育を受けられる環境が整っています。一方で、国において保育士の配置基準の見直しが進められる中、保育人材の確保が一層重要となっています。また、全国の保育施設における重大事故は増加傾向にあり、安全対策の充実・強化が求められています。

あわせて、学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続に向け、引き続き幼保小の連携を推進していく必要があります。

国の動向など	＜こども大綱におけるこども施策に関する重要事項＞ ・幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 ＜その他＞ ・保育士の配置基準の見直し ・保育人材確保が喫緊の課題 ・幼児教育・保育施設における安全に配慮した環境整備 ・一人一人の多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育むことを目指し、「幼保小の架け橋プログラム」を推進
本市の状況	・保育所、認定こども園、幼稚園の待機児童ゼロを継続中 ・公立保育所機能の充実に向けた検討を進めている ・保育人材の確保に向けて、保育所等人材バンク事業を実施している ・業務のICT化や安全対策を行う保育所等への補助事業を実施している
基礎調査	＜子育てに有効な支援・対策＞ ・就学前児童の保護者で「保育・幼児教育サービスの充実」が25.2%（4位）

② 学校教育

本市では、児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、知識・技能とそれらを活用する力を育成し、社会において自立的に生きるための基盤を培うとともに、将来の夢や目標に向かって主体的に学習に取り組む態度を育成していく必要があります。

また、日本社会に根差したウェルビーイングの実現のため、自尊感情や自己効力感を高めるとともに、「幸福感」や「協働性」「多様性への理解」「心身の健康」などの要素を向上させることが重要です。そのため、知育・徳育・体育のバランスが取れた教育を推進するとともに、ICTの活用などにより「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させます。さらに、児童生徒が安全安心で豊かな学びを実現できるよう、地域とともにある学校づくりに取り組み、教育環境を充実させていくことが必要となっています。

さらに、不登校児童生徒へ、国が進める「COCOLOプラン」に対応した、多様な学びの場を確保するとともに児童生徒とその保護者等に寄り添った相談対応や関係機関とのネットワークを活用した支援や児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた支援の充実も重要です。

加えて、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するために、行政だけでなく、学校、地域社会、家庭、NPO等が、相互に理解や連携をしながら、こどもたちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要です。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・いじめ防止、不登校のこどもへの支援 など <その他> ・令和 5 年 3 月に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」が出された ・令和 6 年 6 月に第 4 期教育振興基本計画を閣議決定
本市の状況	・市立小・中・特別支援学校がそれぞれの地域特性を活かしながら、ESD に取り組んでいる ・中学校区ごとにスクールソーシャルワーカーを配置 ・全児童生徒にタブレット端末を導入するとともに、学習支援アプリやタブレットドリルを整備。Wi-Fi がない家庭には、ポケット Wi-Fi を貸出 ・学力向上に向けて、学習指導員やスタディサポーターを配置 ・文部科学省の「COCOLO プラン」に示された「スペシャルサポートルーム」としてのハートフルルーム、学校外の居場所としての「サテライトスペース」を開設 ・学びの多様化学校として、夜間中学「ほしぞら分校」を設置
基礎調査	<子育てに有効な支援・対策> ・小中学生の保護者で「小中学期における教育環境の充実」が 37.6% (2 位)

③ 社会教育

地縁的なつながりや人との関係の希薄化、仕事と子育ての両立の難しさによる時間的精神的ゆとりのなさ等、親や家庭を取り巻く状況も大きく変化しており、家庭教育の大切さを社会全体で考え、支援していくことが重要となっています。本市における調査においても、社会教育分野において特に力を入れるべき取組として「家庭教育の支援」が求められています。

また、体験活動は豊かな人間性や生きる力の基盤、こどもの成長の糧としての役割が期待されており、本市での基礎調査においても保護者が子に参加させたい活動として、体験学習活動等のニーズが高い状況です。こうした中、地区公民館等において様々な体験活動を実施しているものの、十分に情報が行き届いていないことから、こどもや若者を対象とした体験活動等の更なる機会づくりに取り組むとともに、効果的な情報発信を行うことが必要となっています。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・家庭教育支援 ・居場所づくり、遊びや体験活動の推進 など <その他> ・文部科学省が家庭教育支援チームの設置を促進 ・こどもの体験活動の場や機会が減少していることを受け、企業等とも連携したリアルな体験活動の推進に向け、推進方策を検討
本市の状況	・少子・高齢化社会における教育行政の在り方として、行政が特に力を入れるべき取組として、過半数の市民が「家庭教育の支援」と回答 ・こどもや若者を対象とした体験活動等を進めている ・小中学校において、水曜日の午後を研修や会議などの時間としており、水曜日の放課後におけるこどもの居場所への対応が必要
基礎調査	<子育てに有効な支援・対策> ・小中学生の保護者で「小中学期における教育環境の充実」が 37.6% (2 位) <こどもに参加させたい活動> ・就学前児童の保護者で「スポーツ体験」が 68.0% (1 位)、「ものづくりなど体験学習活動」が 40.0% (2 位)、「仕事・職業体験」が 35.8% (3 位) ・小中学生の保護者で「スポーツ体験」が 56.7% (1 位)、「仕事・職業体験」が 47.0% (2 位)、「ものづくりなど体験学習活動」が 39.2% (3 位)

(4) 少子化対策・若者支援

国においては、次元の異なる少子化対策の実現に向け、若い世代の生活基盤の安定や結婚・子育てに関する希望の形成と実現などに取り組むこととされています。

本市においても、人口減少対策が喫緊の課題となっており、特に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降は、婚姻数・出生数ともに大幅に減少しています。一方で、未婚の若者では6割弱が今後結婚したいと回答し、半数以上が将来的に子をもちたい希望を持っているとともに、就学前児童がいる保護者で3人に1人以上が次の子をもうけることを希望しています。

しかしながら、出会いや出産・育児等の経済的負担が子をもつにあたっての悩みや不安となっていることから、結婚を希望する人に対する出会いや交流の機会づくりや、若い世代の生活基盤の安定への支援に向けた取組が必要となっています。

また、自殺やひきこもり等、様々な社会背景に共通することとして、こども・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化してきており、本市でも若者の約4%が現在もケアラーであると回答していることから、若者の社会的自立や社会参画への支援が必要となっています。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 <その他> ・ひきこもり状態にある15～39歳の推計数は54.1万人（内閣府調査） ・子ども・若者育成支援推進法の改正により、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記
本市の状況	・総人口は年々減少しており、年少人口も減少 ・婚姻数・出生数ともに、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降に大幅に減少
基礎調査	・こどもの数は、就学前児童の保護者で「1人」が21.9%、「2人」が28.0%、「3人以上」が23.3%、小中学生の保護者で「1人」が10.7%、「2人」が24.1%、「3人以上」が21.3% ・未婚の若者における「結婚したいと思う」割合は57.9% ・子をもつ希望は、若者で53.7%、就学前児童の保護者で次の子を欲しいと思う割合が35.8% <子をもつにあたっての悩みや不安> ・就学前児童の保護者で「育児・教育の経済的負担」が55.4%（1位）、「妊娠・出産の経済的負担」が44.6%（2位） ・若者で「結婚相手に出会えるか不安」が42.5%（1位）、「育児・教育の経済的負担」が29.9%（2位）、「妊娠・出産の経済的負担」が24.5%（3位） <ヤングケアラー> ・若者におけるヤングケアラーの経験は、「現在もケアラーである」が4.2%、「かつてそうであったが、今はそうでない」が3.6%

(5) こども・若者の権利の保障と意見の反映

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、基本理念として、全てのこどもについて、権利の保障や意見の尊重、多様な社会的活動に参画する機会の確保などが定められました。本市においても、令和6年1月に「大牟田市子ども・子育て応援条例」を施行し、基本理念として「子どもの有する権利を十分に尊重すること」などを定めており、市の責務として、こどもの視点や意見を反映させていくことが重要となっています。

「子どもの権利」の認知度はいずれにおいても6割以上となっているものの、「大牟田市子ども・子育て応援条例」の認知度はまだまだ低い状況となっています。こどもが持つ権利を尊重し、こどもの利益を第一に考えながら、まち全体でこどもの成長と子育てを応援していくためには、引き続き、この条例の理念をこどもと子育てを応援していく役割をもつ地域住民等に広く周知し、理解・実践へとつなげていく取組が重要となっています。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 （こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等） <こども大綱におけるこども施策を推進するために必要な事項> ・こども・若者の社会参画・意見反映
本市の状況	<大牟田市子ども・子育て応援条例> ・令和6年1月に施行 ・基本理念は「子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を第一に考えること」「協働で子ども・子育ての応援に取り組むこと」 ・市の責務として、「子どもの視点や意見を反映させて子ども施策に係る取組を推進」等を規定
基礎調査	<大牟田市子ども・子育て応援条例の認知度> ・就学前児童の保護者で22.4%、小中学生の保護者で24.8%、 小中学生で13.3%、若者で10.1% <こどもの権利の認知度> ・就学前児童の保護者で60.1%、小中学生の保護者で64.6%、 小中学生で60.4%、若者で66.4% <大人への意見の伝え方> ・小中学生で「直接伝える、話す」が38.2%（1位）、「わからない」が29.1%（2位）、「アンケート」が22.8%（3位） ・若者で「アンケート」が41.1%（1位）、「SNSやメール」が36.6%（2位）、「わからない」が22.8%（3位）